

「エンジョイスポーツ！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」イベント企画運営等 業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、周南市ボートレース事業局（以下「事業局」という。）が、標記イベントを実施するにあたり、これに係るイベント企画及び運営管理等を委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

2. 目的

ボートレース場への新規来場者の集客、ボートレース場の認知拡大・イメージアップ、地域との連携強化を目的として、地域の中長期休暇期間に合わせて、実施するもの。

3. 件名

「エンジョイスポーツ！！ボートレース徳山で遊びつくす夏！！」イベント企画運営等業務委託

4. 契約期間

契約締結日から令和6年9月1日まで

5. 実施期間及び時間

実施期間：令和6年8月1日（木）～8月31日（土）

実施時間：各日10時00分～16時00分

6. 実施場所

ボートレース徳山 東スタンド1階・2階他

※東スタンド1階・2階については、必須とする。

※東スタンド2階については、あそらば実施日と重なる場合、使用スペース等に関して、別途調整を要する場合がある。

※その他詳細は、「9. 企画提案の内容（1）イベントコンテンツ エ 共通事項」を参照のこと。

7. 事業概要

今年は、4年に1度のスポーツの祭典であるオリンピック（パリ五輪）が開催される年であることから、全国的にスポーツに対する注目度が集中的に高まることに加えて、今年のボートレースのコンセプトが「だれもが躍動するスポーツ」であるということからも、これを機に、ボートレース場において、様々なコンテンツ体験を通じて、ボートレースを始めとしたスポーツ本来の魅力や面白さを楽しみながら実感するイベントを実施することで、ボートレース場の活性化に取り組むとともに、ボートレース場としてのコミュニティ要素の強化を図る。

8. 業務の実施方針

本業務の趣旨や以下の実施方針を全て充たすこと。

- (1) 地域の学校等の夏期休暇期間に合わせ、実施期間中、連続して実施すること。
⇒実施期間等については、「5. 実施期間及び時間」に記載の通りとする。
- (2) 新規来場者（主に本場周辺のファミリー層）向けの事業であること。
- (3) 当該場にて初めて実施する事業であること。

9. 企画提案の内容

業務の詳細は、下記事項に掲げるとおりであるが、実施にあたっては、発注者と十分に協議し、決定するものとする。

(1) イベントコンテンツ

新規来場者（主に本場周辺のファミリー層）に向けてイメージアップが図られるとともに、地域資源の活用、イベント実施期間中に適宜コンテンツの入替えを行う等といったイベント参加者が新鮮に楽しめる工夫や、イベント参加者に対するボートレースのPR（魅力や面白さ）・舟券購入の仕組み等が盛り込まれていることが望ましい。

また、屋外を使用する場合は、雨天時を想定した対応についても予め示すこと。

ア スポーツ体験イベント

新規来場者（主に本場周辺のファミリー層）をターゲットに、子どもの発育段階ごとに分ける形（例えば、乳幼児向け・小学生向け）で、ボートレース場に足を運んで遊びたくなるようなコンテンツとすること。

実施にあたっては、期間中、様々なスポーツ体験ブースの入替えによるイベント参加者を飽きさせない工夫や、プロアスリートを起用した体験型コンテンツを点在して用意する等、多角的な観点からスポーツを体感することで、スポーツ本来の魅力や面白さを楽しみながら実感できるものとする。

イ グルメイベント

スポーツにちなみ、アスリート飯を盛り込んだ弁当販売やキッチンカーによる出店を展開すること。

なお、出店日数・店舗数については、下記を目安に実施すること。

- ①イベント実施期間中における休日（土曜日・日曜日・祝日）にあたるレース開催日においては、5～6店舗程度
- ②上記①を除くイベント実施期間中の日においては、1～2店舗程度

※出店にあたり、極力、場内食堂のメニューとの重複を避けること。

また、使用電力等の確認を行い、既存設備で不足する場合は、発電機等により対応すること。

ウ その他

上記ア・イに加えて、下記の内容を実施すること。

- ①オープニングセレモニーの実施

日時：令和6年8月1日（木）9時40分頃～

場所：ボートレース徳山 東スタンド1階

内容：市長挨拶

※式典の実施に係る司会者、アシスタント、演出（音響・映像・照明関連を含む。）の提案を行うこと。

※式典台本及び設営レイアウト（最終稿）を作成し、オープニングセレモニー実施日の2週間前までに提出すること。

※司会者を含め関係者と十分協議の上、リハーサルを行うこと。

※運営に関し、苦情が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡すること。

※記録写真を提出すること。

②記念ノベルティの作成・配布

日時：令和6年8月28日（水）～8月31日（土）

場所：ポートルース徳山 東スタンド1階

内容：ポートルース徳山のレース初開催日が昭和28年8月28日であることにちなみ、記念ノベルティを作成し、先着で配布する。

※記念ノベルティのデザインについても、提案を行うこと。

エ 共通事項

・イベント実施場所において、東スタンド（1階・2階）の他にも使用する場合、使用可能場所は、下記の通りとする。

ただし、実際に使用する場合、※に留意すること。

①中央スタンド（1階）

※イベント実施期間中、イベント参加者に対するポートルースのPR（魅力や面白さ）や舟券購入を図ることを目的として、レース開催日のみ使用可とする。

②芝生広場

※芝生広場のみでのイベント実施は、不可とする。

・運営全体について、発注者と十分協議し、情報共有を行うこと。

・運営スタッフのユニフォームや名札については、開催に相応しいものを着用し、来場者が容易に識別できるよう工夫すること。

・業務の運営にあたっては、経験のある責任者を配置するとともに、関係者と十分な打合せ（リハーサル）を行うこと。

・実施計画書を作成の上、発注者の承認を得ること。

・イベント会場周辺において、誘導スタッフを配置すること。

・イベントの各コンテンツごとに、担当スタッフを配置すること。

・現場責任者は、全体状況を把握するとともに、発注者と常時連絡体制を可能とすること。

・音響について、中央スタンドでのステージイベントを企画する場合は、既存の機材（デジタルミキサー）を使用可能なものとする。

・イベントに必要な電源を使用する場合は、使用する電気容量及び使用箇所を調査し、場の運営に支障の出ないようにすること。また、既存設備が電気容量不足する場合は、受注者の負担で対応すること。

・運営に関し、苦情が生じた場合は、速やかに発注者へ連絡すること。

- ・記録写真を提出すること。

(2) 広報物の作成・配布及び場内装飾

ア 広報物の作成・配布

(ア) ポスター作成・配布

- ・ B 1 版

※デザイン内容：集客に繋がる話題性の高い広告効果を醸成すること。

(イ) イベントチラシ作成・配布

- ・ A 4 版

※デザイン内容：集客に繋がる話題性の高い広告効果を醸成すること。

(ウ) SNS 広告等による発信

- ・ SNS 広告等を活用し、広く効果的な宣伝を実施すること。

(エ) CM制作・告知

【制作】

開催告知CM：15秒2パターン（開催前・開催中）を制作すること。

※イベント告知と併せて、GI徳山クラウン争奪戦開設71周年記念競走の告知を盛り込むこと。

※制作にあたっては、下記の啓発文言を、視認性を高めた上で表示すること。

○イベント告知

- ・ 20歳未満の方のみでの入場はできません。

○GI徳山クラウン争奪戦開設71周年記念競走告知

- ・ 20歳未満の方は、法令により舟券の購入ができません。
- ・ 無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。

※テレビCM素材搬入基準に準ずること。（日本民放連作成）

【告知】

○CM形態

スポットCM

○期間

令和6年7月15日から8月31日まで

○本数

- ・ 民放3局（KRY山口放送・tysテレビ山口放送・yab山口朝日放送）
- ・ 15秒CM2パターン（開催前・開催中）

※各放映スポットについては、1局：上限2,280,000円の範囲内（下記「10. 予算額」の広報費に係る上限額10,000,000円に含む）で、上記放映期間を勘案の上、本数を設定するものとする。

○CM素材プリント料

XDCAM15秒

※TVCM素材搬入基準に準ずること。（日本民放連作成）

○注意事項

- ・発注者及び上記民放3局と、必要に応じて連絡や調整を要する事項が発生する場合、これに対応すること。
- ・大規模災害発生時等においては、特別番組編成の都合により、放送時間が変更される場合があるため、その切り替え等の対応について、円滑に行うこと。
- ・業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ・履行にあたっては、進捗状況を綿密に報告し、発注者の指示に従うこと。

イ 場内装飾

(ア) 東スタンド

- ・のぼりや案内看板、吊看板・柱巻き等といったイベントに必要な装飾を求める。

(イ) 芝生広場

- ・イベントに係る案内看板を設置すること。
※看板サイズについては、案内として目立つ程度の大きさのものとする。
※上記以外の場所や方法で、宣伝告知として目立つ有効な装飾提案についても、積極的に行うこと。

(ウ) 注意事項

- ・施工については、設置レイアウトや着色イメージ等について事前に発注者と十分に協議を行うこと。
- ・看板や装飾品は、落下、破損、倒壊等による被害や開催運営に支障が生じることがないように、受注者の責任の下、十分に注意して設置及び管理を行うこと。
- ・レース場外において、掲示や装飾等を行う場合は、受注者の責任のもと、事前に設置予定場所の所有管理者と十分に協議し、必要に応じて申請書類の手続き等を行うこと。
- ・破損等のトラブルが発生した場合には、迅速に復旧等の対応を行い、発注者に報告すること。

(3) 会場設営及び清掃

ア 会場の設営、撤収及び備品・消耗品の調達

イ 会場の清掃及びゴミ回収

(4) その他イベント実施に係る必要事項

ア イベント保険の加入

イ イベント実施・運営等業務に付随する業務

ウ 救護所の設置

エ 室内休憩スペースの設置

オ ベビーカー利用者の東スタンドへの動線確保・案内

カ ベビーカー置き場の設置・運営・管理

キ ベビー紙おむつの処理体制

10. 予算額

提案にあたっては、上限額 49,991,129 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、内、上記

「9. 企画提案の内容（2）広報物の作成・配布及び場内装飾」については、上限額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で、それぞれ配分を十分考慮して積算すること。

また、積算については、上記「9. 企画提案の内容（1）～（4）毎に、その詳細（内訳及び非課税分等）が分かるよう明示すること。

11. 企画料

企画提案に関する費用は、参加者の負担とする。

12. 受託候補者の審査及び選定

受託候補者の選定にあたっては、「周南市ボートレース事業局プロポーザル評価会設置要綱」に基づき、提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務遂行能力等を評価し、評価会による評価結果をもとに、事業局が受託候補者を選定する。

13. 契約に関すること

受託候補者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、発注者の承認を得ることとする。協議が整った受託候補者を、契約相手方（受注者）とする。

なお、当事業については、BOATRACE 振興会支援事業（中長期休暇集客事業）を活用することから、契約金額・契約締結の方法に関しては、それぞれ下記の通りとなる。

【契約金額】

○BOATRACE 振興会

総事業費から広報費を除いた金額に 50% を乗じた金額

○事業局

総事業費から上記 BOATRACE 振興会の負担額を除いた金額

【契約締結の方法】

事業局⇄受注者、BOATRACE 振興会⇄受注者という形で、それぞれ別途で契約。

14. 実施体制

受注者は、契約締結後、直ちに委託業務を履行するために必要となる人員を確保するとともに、現場責任者、全体計画、連絡体制等を書面にて発注者へ提出すること。

15. 著作権

（1）著作権の帰属

本業務の実施にあたり収録された音声、映像及び制作物の著作権は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は著作権者人格権等を行使しないものとする。

また、受注者は、第三者から本業務の成果品に関し、権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受注者の責任において解決するものとする。

(2) 権利処理

業務に使用される文芸、音楽、美術等の一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び制作に關与する権利の処理は、全て受注者の責任において行い、業務に係る著作権が、何ら問題を生じることなく完全な状態で発注者に帰属するよう措置するものとする。

(3) 二次使用料

業務に実施にあたり発生する二次使用料については、委託金額に含むものとする。

16. 機密の保持

受注者は、本業務に関し知り得た秘密情報（本業務の内容、価格、コンセプト等を含む）を本業務以外の目的で使用することや、第三者に漏洩、開示等を行ってはならない。

17. 支払条件等

本業務に係る検査及び支払いについては、下記のとおりとする。

(1) 履行確認

受注者は、業務完了時に給付完了通知書及び実施報告書を提出し、発注者による検査確認を受けることとする。

(2) 契約代金の支払い

受注者は、検査確認に合格後、速やかに発注者へ請求書を提出すること。発注者は、受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うこととする。

なお、BOATRACE 振興会と受注者間における契約代金の支払いに関しては、契約締結時に両者間で調整することとする。

18. その他

(1) 受注者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。また、必要に応じて発注者と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告するとともに、今後の予定等について発注者の確認を得ること。

(2) 各業務の詳細は、発注者と協議し決定する。

(3) 本仕様書は、委託業務の大要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項又は本業務に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

(4) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならないこととする。

ただし、書面により申請し、発注者が承認した内容についてはこの限りでない。

(5) 業務に必要な機材、消耗品、機材の操作者等は、受注者の負担とする。

ただし、本仕様書で特別に使用を許可した機材や、協議により発注者が使用を認めた場内備品等は使用できるものとする。

(6) イベントに必要な電気料金、水道料金、既存のインターネット回線使用料金は、発注者の負担とする。

(7) その他、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

19. 問い合わせ先

〒745-0802

山口県周南市大字栗屋 1033 番地

周南市ボートレース事業局 ボートレース事業課

TEL : 0834-25-0540

FAX : 0834-26-1265

E-mail : boatrace-jigyo@city.shunan.lg.jp